



さいきファミリー・サポート・センター 利用料補助制度のご案内



さいきファミリー・サポート・センター利用の際、次に該当する方に対して
利用料の一部を補助します。

1 対象となる方

- ①ひとり親家庭（児童扶養手当を受給している方）
- ②ひとり親家庭医療費の助成対象者

2 補助額

補助対象経費の合計額の2分の1（上限：年間1万5千円）

※実費（食事とおやつ等）や交通費は補助対象外です。

3 申請に必要な書類

★佐伯市ファミリー・サポート・センター

利用料補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

申請書：市役所2階こども福祉課窓口、ファミサポ窓口
市のホームページからもダウンロードが可能。

★佐伯市ファミリー・サポート・センター会員証の写し

★補助対象者の区分によって、それぞれ次の添付資料が必要です。

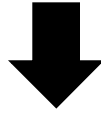
対象者	申請に必要な添付資料
ひとり親家庭 （児童扶養手当を受給している方）	児童扶養手当証書の写し
ひとり親家庭医療費の 助成を受けている方	ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し

☆佐伯市ファミリー・サポート・センター利用料金補助金交付請求書

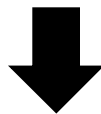
（様式第3号）

4 手続きの流れ

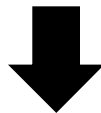
①ファミサポを利用し、利用料金はまかせて会員に支払う。



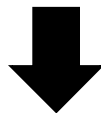
②利用後こども福祉課へ利用料補助金の交付申請をする。
※表面3の★



③市から補助金の交付及び額の決定通知が届く。



④こども福祉課へ補助金交付請求書を提出。
※表面3の☆



⑤指定された口座へ補助金が振り込まれる。

☆ファミリー・サポート・センター☆

場 所：つるおか子どもの家

佐伯市鶴岡西町1丁目104番地

開設日：月～金午前9時30分～午後5時30分

☎0972-20-0726

【補助金制度に関するお問い合わせ先】

佐伯市役所 こども福祉課

☎0972-22-3972